

吹田市公告第 207 号

平成 26 年 7 月 15 日付け吹田市公告第 193 号により公告した南吹田駅前線取付道路築造工事（西工区）「電子入札案件」に係る一般競争入札の実施に係る公告の一部を下記のとおり訂正します。

平成 26 年 7 月 18 日

吹田市長 井上 哲也

記

制限付一般競争入札実施要領 1.4 入札参加資格 (4) キ (ア)「代表者」第 4 段落から第 6 段落までを次のように訂正する。

- 平成 16 年度以降に、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第 18 条に規定する法人をいう。）、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社又は西日本旅客鉄道株式会社が発注した、市街地地域（DID）において、鉄道に近接した施工深度 10m 以上、平面寸法の幅 15m 以上のソイルセメント杭（混合攪拌処理）の連続壁工事で、コンクリート構造物（カルバートボックス）を施工し、路面覆工及び既設道路の交通規制を伴う夜間工事を元請として施工した実績があること（入札参加資格確認申請日において完成・引渡しが完了していること。）。ただし、JV による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。

※実績については、「入札参加資格確認申請に係る添付資料（特定建設工事共同企業体用）」の実績欄に前記に該当する施工実績を必ず記入すること。記入が無い場合はその入札は無効とするため、落札候補者になることはできない。

- 現場代理人を常駐で工事現場に配置できること。ただし、入札参加資格確認申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- 土木一式工事に關し、監理技術者を 1 名以上工事現場に専任配置できること。ただし、平成 16 年度以降に、官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第 18 条に規定する法人をいう。）、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社又は西日

本旅客鉄道株式会社が発注した、市街地地域（DID）において、施工深度10 m以上、平面寸法の幅15 m以上のソイルセメント杭（混合攪拌処理）の連続壁工事で、コンクリート構造物（カルバートボックス）を施工し、路面覆工及び既設道路の交通規制をした工事に従事した経験を持ち、入札参加資格確認申請日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。